

危機管理・コンプライアンス
Crisis Management/Compliance

Newsletter

〈2019年3月号〉

中国現地法人のコンプライアンス体制の構築

-取引の場面を中心に-

松本 亮
Ryo Matsumoto

PROFILEはこちら



1 はじめに

中国の現地法人を取り巻く環境は近年急激に変化しています。習近平政権になってからの反腐敗運動の推進により、公務員に対する賄賂が厳しく取り締まられており、2018年1月1日には新しい不正競争防止法^{*1}が施行され、商業賄賂についても医薬品業界をはじめとする様々な業界において厳しく処罰されるケースが相次いでいます^{*2}。また、中国では近年法治国家として企業の経営管理に関する取り締まりを強化しています。そのため既に中国に進出して久しい日系企業であっても、従前と変わらず完全に子会社任せの管理をしていると、突然大きなペナルティを科されるなど足元をすくわれかねません。

本稿では、中国に進出している日系企業にとって、特に中国現地法人が取引を行う上でよく見受けられる不正行為やコンプライアンス上の問題点について、それぞれどのような点に留意する必要があるのか、近年の動きも踏まえながら俯瞰するとともに、中国におけるコンプライアンスのためにどのような対策を講じておくべきかについて述べたいと思います。

^{*1}: 中華人民共和国反不正競争法(中華人民共和國反不正競争法)
^{*2}: 2018年5月14日、国家市場監督管理総局は「市場監督管理総局の不正競争防止法執行の強化に関する意見」(市場監督管理総局關於進一步加強反不正競争執法工作的意見)を發表しました。当該意見によれば、一定期間、医薬品、教育などの領域における商業賄賂に関する事件を厳しく取り締まるという内容が含まれていました。

2 中国現地法人の管理

日本の親会社にとって、何をどこまで海外の現地法人に任せるべきかは、中国に限らずグローバル展開している日系企業にとって重要なテーマです。

現地法人の立ち上げ当初には、日本人駐在員を多く派遣していた企業も、現地法人の経営が軌道に乗ると、大部分の日本人駐在員を帰国させ、現地法人のオペレーションを徐々に現地スタッフに任せるようになる傾向にあります。このようにオペレーションを現地化することは、人件費、現地スタッフのモチベーション、業務の効率性からすると良いことではあるのですが、親会社にとっては子会社管理との関係で見えにくくなる部分が多くなるのも事実です。

中国現地法人のオペレーションを完全に現地化した結果、中国ではグレーな部分が多く、親会社あまり厳しく管理しすぎると売上が上がらないと中国現地法人から主張され、グレーな取引があるかもしれない事実について目を瞑っているという親会社もあるかもしれません。しかし、中国現地法人の不正行為を見逃していたことにより、後日、中国現地法人が多額の罰金を支払う羽目になったり、親会社のレピュテーションが低下したりすることにもつながりかねず、また取締役等の管理者の責任が追及されるリスクもあります。

したがって日常の運営を中国現地法人にある程度任せながらも、

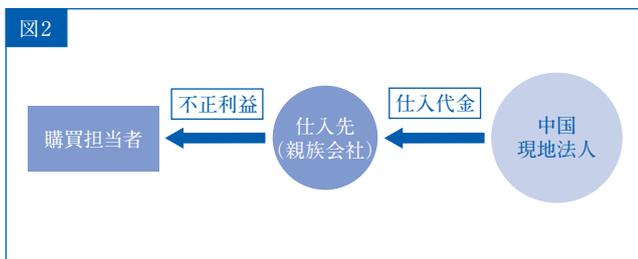
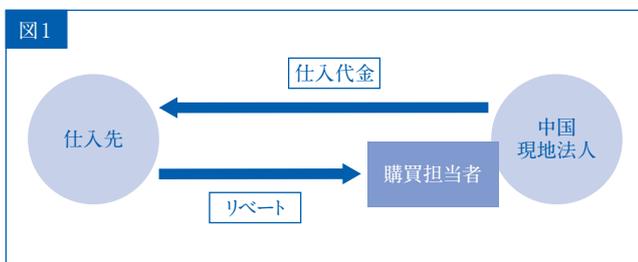
中国現地法人の行為がコンプライアンス上問題ないかどうかを、親会社が最低限監督しておくことは、親会社にとっても重要なことだと考えます。

3 取引における不正行為

近年、日本の親会社が中国現地法人のオペレーションに全く関与しなかった結果、中国子会社の取引担当者が不正行為を働くケースが増加しています。取引における不正行為は、大きく分けて購買担当が行うものと販売担当が行うものに区別できます。

(1) 購買担当が行う不正行為

購買担当が行う典型的な不正行為は、仕入先から購入する見返りに購買担当が仕入先からリポートを受領するケース(図1)と、購買担当の親族が設立した会社を通じて仕入れを行うケース(図2)です。いずれも中国現地法人は適切な価格以上で仕入れさせられており、損害が発生していると考えられます。



まず仕入先から購買担当がリポートを受領する行為については、中国の刑法163条によれば、「企業の職員が、職務上の便宜を利用して賄賂を要求し、受領し、または他人のため利益を取得した場合、金額によって懲役または拘役に処し財産没収を併科することが

できる」とされており、「各種名義のリポート又は手数料を収受して個人の所有に帰属させた場合も同様」と規定されています。したがって、購買担当者がリポートを受領していることを発見した会社は、公安に対し、当該従業員を告訴することが可能です。

他方、親族が設立した会社を通じて仕入れを行う行為については、国有企業の場合には一定の類型に該当すれば刑法上の罪となると規定されていますが(刑法166条)、民間企業の場合には刑法上の罪として規定されていません。もっともこれらのような不正行為を行った従業員を継続して雇用することはできません。

労働契約法39条3号によれば、「重大な職務怠慢、私利のための不正行為があり、使用者に重大な損害を与えた場合」には「使用者は労働契約を解除することができる」と規定しています。したがって、当該条項に基づき当該不正行為を行った従業員との労働契約を解除することが可能です。また民事上の損害賠償請求を行うことも可能です。

もっとも、このような行為をした購買担当者について、告訴するにせよ労働契約を解除するにせよ、当該不正行為の証拠を収集しておくことが実務上重要になります。

一般的な不正行為の調査方法は、当該従業員のパソコンをデジタルフォレンジックし関連のありそうなメールやファイルを徹底的に探す方法があります。また周囲の従業員から関連情報を聞き取りしておくことや、証拠を見せながら当該従業員自身からヒアリングすることも重要となります。

なお会社が従業員の不正行為を理由に労働契約を解除した場合、不正行為の立証責任は会社側にあります。仮に不正行為の証拠がない場合には、当該解雇は無効と判断され、会社は当該従業員に対して2倍の経済保証金^{*3}を支払わなければなりません。これは非常に大きな負担となりますので、予め証拠を収集して、どのように労働契約の解除に持っていくのか十分に検討しておく必要があります。

(2) 販売担当が行う不正行為

販売担当が行う典型的な不正行為としては商業賄賂が挙げられます。取引先に商品を購入してもらうため、豪華な品物を贈与したり、高額な食事で接待したり、場合によっては帳簿外のリポートを支

*3: 経済保証金とは、労働契約が終了する原因により、会社が従業員に対して支払わなければならない金員をいいます。過去12か月分の平均月額給与に勤務年数を乗じて計算します。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

払うような行為を行ってしまうかもしれません。

中国では、いわゆる公務員に対する贈賄のみではなく、取引先に支払うような商業賄賂についても禁止されています。「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」^{※4}によれば、「商業賄賂」とは「事業者が商品を販売又は購入するために財物又はその他の手段により相手方単位又は個人に対して賄賂を贈る行為を指す」と定義されており、主な類型としては以下の行為が禁止されています。

帳簿に記載せずにリベートを授受する行為

契約書や帳簿に記載せずに行う値引き行為

帳簿に記載せずに仲介人に支払う手数料

商業上の慣習を超える現金又は物品の贈与

中国では通常の取引において、リベートや値引きが日常的に使用されています。この点、商業賄賂として処罰の対象となるリベートは、法律上、「事業者が商品を販売する場合に、帳簿に記載することなく、密かに現金、現物により、又はその他の方式により相手方単位又は個人に一定の比率により商品代金を返還すること」^{※5}と規定されています。要するに帳簿に記載せずに行うリベートが処罰の対象となります。また値引きや仲介人に対する手数料についても、帳簿に記載せずに行うものが規制の対象となります。

商業賄賂行為を行った場合の責任は刑事責任と行政責任に分けることができます。

民間企業に対する商業賄賂行為の刑事責任としては、刑法164条1項に規定があり、「不正な利益を図るため、会社、企業又はその他の単位の職員に財物を与え、その金額が比較的大きい者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。金額が巨額の場合には、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する」とされています。また同条3項には、「単位が前2項の罪を犯した場合には単位に罰金を科し、かつその直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者は第1項の規定により処罰する」とされています。

※4: 关于禁止商业贿赂行为的暂行规定

※5: 商业贿赂行为的禁止に関する暫定規定5条

※6: 关于办理商业贿赂刑事案件适用法律若干问题的意见

※7: 中国で営業活動を行うために工商局が発行する証書をい、これがないと営業活動に従事することができません。

す。すなわち販売担当が個人的に行った贈賄行為であったとしても、会社も処罰の対象となる場合があることに注意が必要です。

なお贈与と贈賄の区別については、最高人民法院および最高人民検察院の「商業賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」^{※6}第10条によれば、①金品の受け渡しが発生した背景、例えば、双方に親族・親友関係が存在するか否か、過去の交流の状況およびその程度、②受け渡しがなされた金品の価値、③金品の受け渡しの原因、時期および方式、金品提供者から受領者に対し職務上の請託があったか否か、及び④受領者が職務上の便宜を利用して提供者のために利益を図ったか否かによって区別されるとしています。したがって一概に一定金額以上であれば贈賄に当たると述べることは難しいですが、食事の接待等で許容されるのは、せいぜい一人あたり数百円程度が一つの目安になるのではないかと思います。

次に行政責任については、不正競争防止法に規定されています。同法7条には、賄賂行為として、取引相手の従業員、取引相手の委託を受けて関連事務を処理する単位又は個人、職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす単位又は個人に対する帳簿に記載しない値引きや仲介人への手数料の支払が該当すると規定されています。また、事業者の従業員が賄賂行為を行った場合は、事業者の行為と認定されると規定されています。

これに違反した場合には、同法19条に基づき、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上300万元以下の過料に処するとされており、情状が重大である場合には、営業許可証^{※7}を取り消されることになります。

4 コンプライアンス体制の構築

(1) 総論

中国現地法人にコンプライアンスを徹底させるためには、各種規定を作成し、中国現地法人の従業員に周知徹底しておくことが重要ではありますが、私はそれ以上に不正行為を行うことができない仕

組みづくりの方が重要であると考えています。具体的には以下の点について留意する必要があると考えています。

まずは中国現地法人における権限を一人の人間に集中させないことが重要です。日本から派遣している日本人総経理を含め、一人の人間に権限を集中しすぎた場合には、不正行為が行われやすくなります。したがって一定の行為については決裁権を留保したり、監査可能なシステム作りをしておくことが必要です。

次に中国現地法人から親会社に対する報告すべき事項を明確化するとともに、親会社による定期的なモニタリングを実施することが有用です。モニタリングについては何をどこまで調査するのがポイントになりますが、少なくとも数年に一度は、裏金作りを防止する観点からも現地での実地調査を行うなど、親会社から監督されているので不正行為はできないと中国現地法人に思わせる必要があります。

また担当者レベルでは、機会があり、動機があり、かつ周囲の目が届かないという状況を作らないことが重要です。いくらコンプライアンス規定を作成し、周知させたとしても、機会、動機、ばれにくいという三拍子が揃えば、当該従業員に出来心が生じる可能性があります。したがって相互に監視しあう仕組みづくりをしておくことが重要です。

(2) 購買担当の不正行為防止のための対策

購買担当の不正行為として、仕入れ先からのリベートや親族が設立した会社を通じた取引があることは上記のとおりですが、こういった不正行為が生じる背景には、購買における仕入先選定のルールが作成されていない、又は作成されていたとしても徹底されておらず、中国現地法人の購買担当者に任せっきりという実態があると思います。したがって特定の仕入先との癒着を防止するため、定期的な購買担当を交代させることや、複数の仕入先から見積をとって公平に選択することをルールとして定めておくことが不正行為防止のために有効だと思います。また定期的に社内セミナーを実施し、帳簿外のリベートの授受が犯罪行為であることを従業員に周知しておくことや、内部通報窓口を定めておくことも不正行為の防止のために有効だと考えます。

(3) 販売担当の不正行為防止のための対策

販売担当の従業員が商業賄賂を行わないようどう対策すべきか

について、まずは従業員がそのような行為は違法であると認識する必要があると思います。具体的には贈収賄禁止規定を策定し、当該規定の徹底のため、従業員に対して定期的に社内セミナーを実施する方法が有効です。また、中国現地法人が帳簿に載らない裏金を作って商業賄賂に充当している可能性があるため、親会社としては、定期的に現地での調査を行うことも有効だと考えます。

5 結語

日本企業にとって中国におけるビジネスは以前に増して重要度を増していると思います。したがって、日本の親会社が思わぬところで足をすくわれないためにも、中国現地法人に対するコンプライアンスの徹底を図る必要があります。本稿では特に中国現地法人の取引の場面におけるコンプライアンスのため、どのような仕組み作りをすればよいか俯瞰いたしました。中国に進出している企業の皆様やこれから進出しようとしている企業の皆様にとって参考になれば幸いです。

以上